

#### 4 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設

地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、特に良好な景観の形成を推進する上で重要となる建造物や樹木、道路・河川・都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。



※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

#### 5 景観まちづくりの推進

##### 計画実現に向けた役割

計画実現に向けて、市民、事業者、行政等の様々な立場の人がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働して進めていきます。

市民の役割	事業者の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>身近なことから地域の景観形成に主体的な参加</li> <li>行政が発信する情報等による景観への理解を深める</li> <li>地区レベルでの景観まちづくりの取組など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加、実践</li> <li>開発を行う事業では、景観形成基準に適合した上で地域の景観に配慮</li> <li>住民、行政と連携した景観まちづくりの実践など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成をリードする公共施設等の整備や適切な維持管理の推進</li> <li>良好な景観形成の取組に向けた方針策定づくり、啓発等、道路の市町界との連携による総合的な取組の実施</li> <li>市民、事業者が主体となった景観まちづくり活動の支援など</li> </ul>

##### 良好な景観形成の実現に向けて

竹原市では、良好な景観形成の実現に向けて、景観計画の次のステップとして、以下の取組を推進します。なお、これらの取組は、景観形成の基本方針の一つである「一人ひとりの力を『つなぐ(連携)』」に基づいて推進していきます。

##### (1) 景観まちづくりに関する事業等の実施



##### (2) 景観への市民意識の醸成



##### (3) 景観まちづくりのルール・体験づくり



##### (4) 防災事業の推進



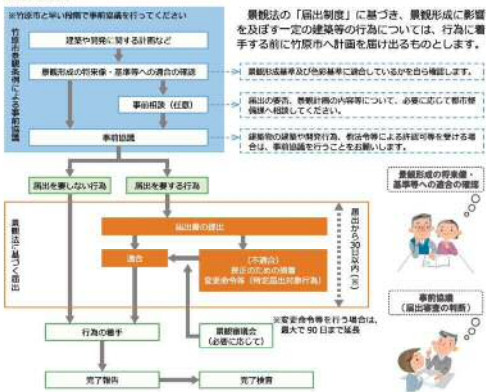
#### 3 景観計画で定める行為の制限

##### 景観法に基づく届出

景観計画区域内において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。届出の詳細については、本編(P.37～P.39)を参照してください。

行為	届出の概要
建築物の新築、増築、改築、移築、解体	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの ・高さの届出については原則を定めない
工作物の新築、増築、改築、移築、解体	・本編に該当する工作物の区分に関し、次のとおりとする。 a: 高さ5m及び長さ10mを超えるもの b: 高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの c: 高さ20mを超えるもの
建築物等、工作物の外観の変更	・建築物又は工作物の増築、増設、改築、移築に該当する場合は、その増設部分の面積が当該建築物の面積の10%を超え、かつ10㎡を超えるもの ・建築物又は工作物の増築、増設に該当する場合は、その増設部分の面積が当該建築物の面積の10%を超え、かつ10㎡を超えるもの
地盤の外観の変更を行う建築物の新築、土石等の掘削	・建築物の新築に際して、その土地の面積1,000㎡又は当該建築物の高さ5m及び長さ10mを超えるもの
土地の区画整理の変更	・区画整理の審判に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・区画整理の審判が5㎡及び長さ10mを超えるもの
屋外における集約の掘削、貯留	・集積、貯留の面積が5㎡又は土地の面積1,000㎡を超えるもの

##### 届出の流れ



##### 景観計画区域とゾーニング

竹原らしきまともな景観を形成し、市全域で景観づくりを進めていく必要があることから、「竹原市全域」を景観計画区域とします。



##### 景観形成基準

景観計画区域を対象として、「1景観法に基づく届出」に該当する行為については、景観形成基準を示します。景観形成基準としては、建築物又は工作物の形態・色調の制限、高さの制限、色彩基準などの必要な制限を定めています。詳細は本編(P.40～P.54)を参照してください。

## 資料2 竹原市景観計画(概要版)(案)



竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

#### 1 景観計画策定の背景・目的

本市では自然や歴史・文化を生かした「竹原らしい豊かな景観づくり」を市民、事業者及び行政の連携・協働で進め、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観を形成していくことを目的として、竹原市景観計画を策定しました。

#### 2 竹原市が目指す景観づくり

市内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創出しています。竹原らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これらも四季を通じて美しく、魅力ある竹原を守りつづけることにも、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。

### 竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち



### 竹原らしさを感じる代表的な景観



##### 重点地区の景観づくり

特に竹原らしい景観を有し、近來にわたって景観を保全すべき地区または竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区と位置付け、地区の実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。

